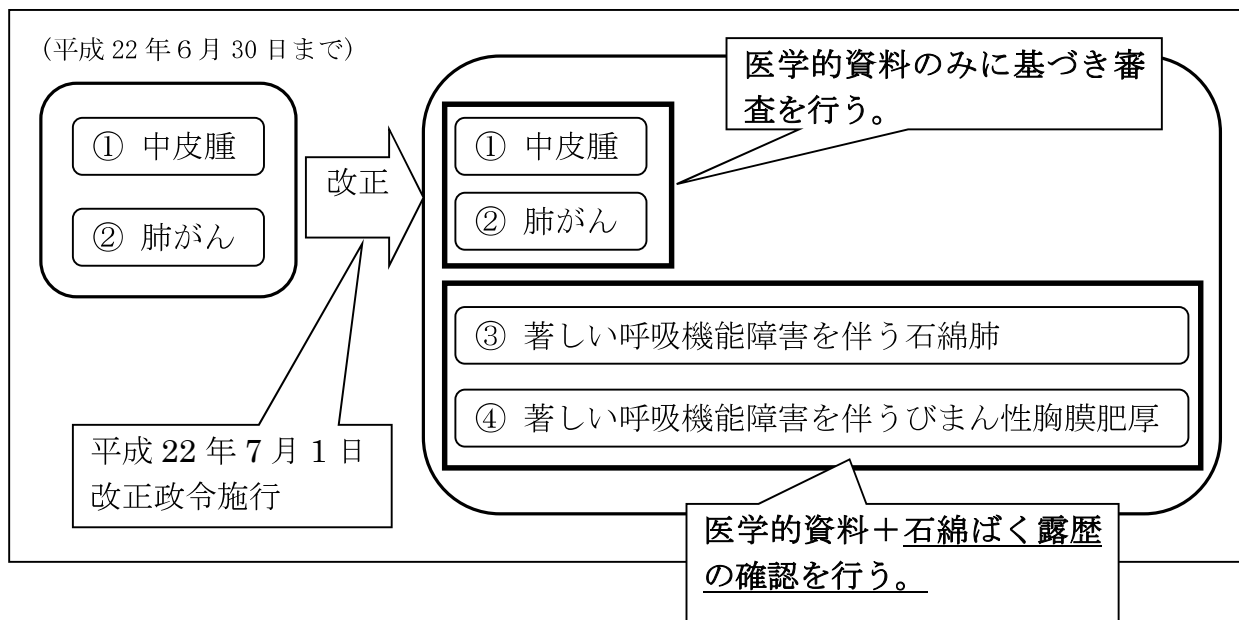


石綿健康被害救済法に基づく救済制度の概要

1 制度の概要

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年法律第 4 号）に基づき、日本国内において石綿を吸引することにより「指定疾病」（※）にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因して死亡された方のご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対する医療費等の救済給付を行う制度。

※ 指定疾病は、現在下図のとおり 4 種類



2 申請・請求の対象者

① 療養中の方（⇒認定申請）

指定疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり、現在ご療養中の方

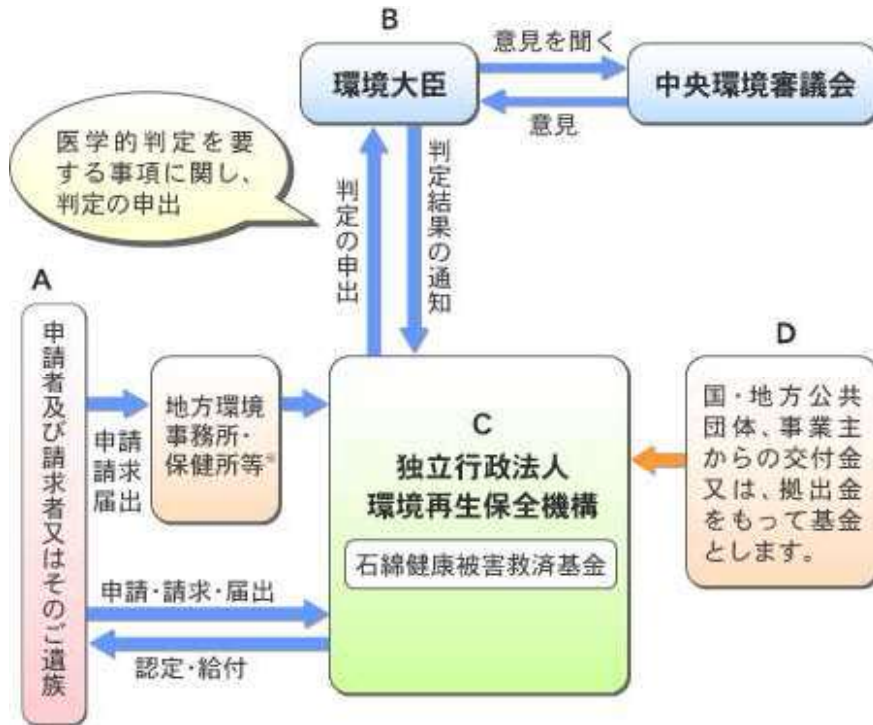
② 施行前死亡者のご遺族（⇒特別遺族弔慰金等請求）

中皮腫、肺がんの場合、平成 18 年 3 月 27 日よりも前にお亡くなりになった方。
石綿肺、びまん性胸膜肥厚の場合、平成 22 年 7 月 1 日よりも前にお亡くなりになった方。

③ 未申請死亡者のご遺族（⇒特別遺族弔慰金等請求）

中皮腫、肺がんの場合、平成 18 年 3 月 27 日以後にお亡くなりになった方。
石綿肺、びまん性胸膜肥厚の場合、平成 22 年 7 月 1 日以後にお亡くなりになった方。

【石綿健康被害救済制度の概要フロー図】



※ (独) 環境再生保全機構ホームページから抜粋

3 施行前死亡者、未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限



4 救済給付の種類

- ① 医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・医療費の自己負担分
- ② 療養手当・・・・・・・・・・・・・・・・103,870円／月
(治療に伴う医療費以外の費用負担に対する給付)
- ③ 葬祭料・・・・・・・・・・・・・・・・199,000円
(被認定者の葬祭に伴う費用負担に対する給付)
- ④ 救済給付調整金・・・・・・・・・・・・個別に算定
(被認定者がお亡くなりになるまでに給付を受けた医療費と療養手当の合計が特別遺族弔慰金の額に満たない場合に、その差額を被認定者のご遺族に支給する給付)
- ⑤ 特別遺族弔慰金・・・・・・・・・・・・2,800,000円
(指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族に対する給付)
- ⑥ 特別葬祭料・・・・・・・・・・・・199,000円
(指定疾病が原因でお亡くなりになった方の葬祭に伴う費用負担に対する給付)